【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年５月17日提出
【発行者名】	新光投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　後藤 修一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【事務連絡者氏名】	大澤 団 連絡場所：東京都中央区日本橋一丁目17番10号
【電話番号】	03－3277－1818
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	NS－21成長株オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	３兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

Ⅰ【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成24年11月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項のうち、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するとともに、併せて原届出書添付書類の訂正を行うものです。

Ⅱ【訂正の内容】

(1) 原届出書の下記事項のうち以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正します。
＿＿＿＿＿＿部分は、訂正部分を示します。

(2) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第１ ファンドの状況 ５ 運用状況」について、該当箇所を更新します。

(3) 原届出書の「第二部 ファンド情報 第３ ファンドの経理状況 １ 財務諸表」の末尾に、第20期中間計算期間（平成24年８月21日から平成25年２月20日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同２ ファンドの現況」を更新します。

(4) 原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第１ 委託会社等の概況 ３ 委託会社等の経理状況」について、以下に記載した内容のとおり原届出書を更新するとともに、原届出書の財務諸表の末尾に、第53期中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加します。

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ａ．ファンドの目的及び基本的性格

＜訂正前＞

（略）

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

（略）

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜訂正後＞

（略）

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

（略）

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

(3) 【ファンドの仕組み】

ｂ．委託会社の概況

＜訂正前＞

（イ）資本金の額（平成24年９月末現在）

（略）

（ハ）大株主の状況

（平成24年９月末現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
（略）			

＜訂正後＞

（イ）資本金の額（平成25年３月末現在）

（略）

（ハ）大株主の状況

（平成25年３月末現在）

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率

（略）

2【投資方針】

(3)【運用体制】

a．当ファンドの運用体制

＜訂正前＞

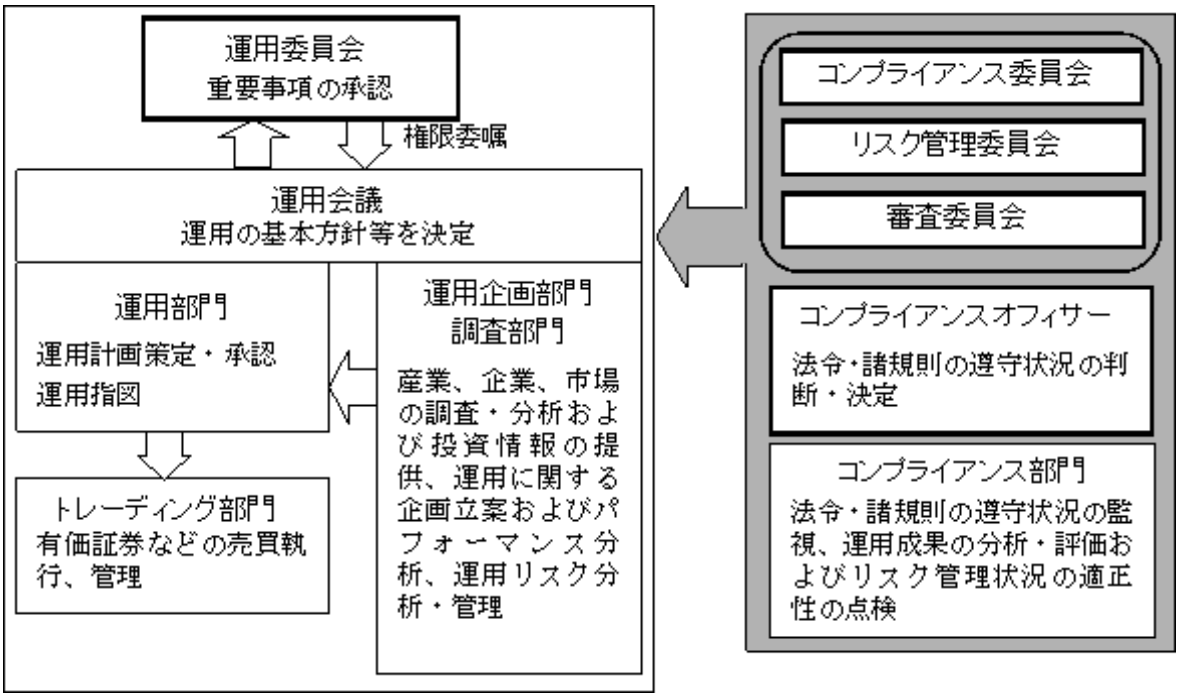

※上記は平成24年11月20日現在のものであり、今後変更になることがあります。

（略）

＜訂正後＞

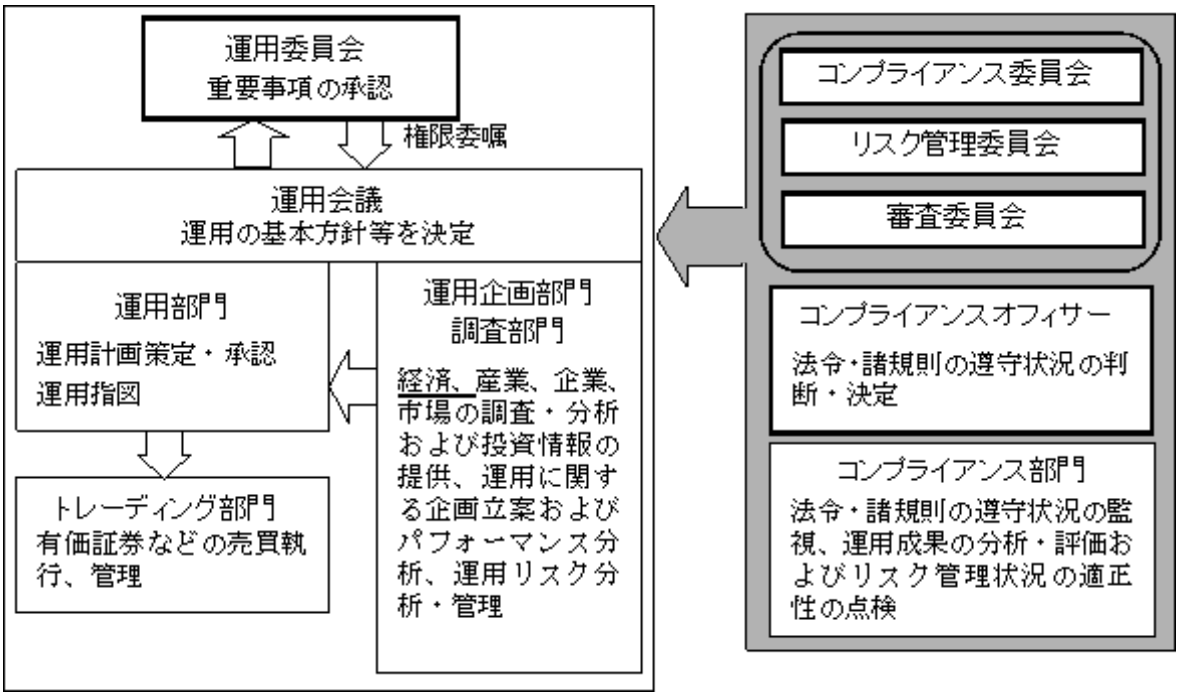

※上記は平成25年５月17日現在のものであり、今後変更になることがあります。

（略）

４【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

ａ．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表１）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表１）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表１）

期 間	税 率
平成24年12月31日まで	10%（所得税７％および地方税３％）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税３％）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税５％）

※平成25年１月１日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

（略）

ｂ．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表２）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

（表２）

期 間	税 率
平成24年12月31日まで	７％（所得税のみ）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年１月１日以降	15.315%（所得税のみ）

※平成25年１月１日からは、所得税に復興特別所得税が加算されるため上記の税率となります。

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（略）

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

＜訂正後＞

ａ．個人の受益者の場合

（イ）収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、以下の（表１）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用があります。）・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（ロ）一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した額）については、譲渡所得とみなされ、以下の（表１）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です。

（表１）

期 間	税 率
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税７%、復興特別所得税0.147%および地方税３%）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（ハ）損益通算について

（略）

ｂ．法人の受益者の場合

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については以下の（表２）の税率で源泉徴収されます。なお、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

（表２）

期 間	税 率
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税７%および復興特別所得税0.147%）
平成26年１月１日以降	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

※買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

（略）

※税法が改正された場合等は、上記「（5）課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

＜更新後＞

(1) 【投資状況】

（平成25年３月29日現在）

分 類	資産の種類	国・地域	金 額	評価方法	投資比率
有価証券	株 式	日 本	円 785,741,900	時価	% 93.6
		小 計	円 785,741,900	―	% 93.6
その他資産	コール・ローン等	日 本 他	円 53,901,858	負債控除後の取得価額	% 6.4
			円		%

－	純資産総額	839,643,758	－	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（平成25年３月29日現在）

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	株数	帳簿価額		評価額		投資比率
						単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	（%）
1	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	8,800	3,367.89	29,637,439	4,860	42,768,000	5.09
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	55,000	368.00	20,240,000	558	30,690,000	3.65
3	信越化学工業	日本	株式	化学	4,600	4,380.00	20,148,000	6,250	28,750,000	3.42
4	三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	7,500	2,500.00	18,750,000	3,775	28,312,500	3.37
5	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	7,000	2,647.00	18,529,000	3,555	24,885,000	2.96
6	ダイキン工業	日本	株式	機械	6,500	2,118.00	13,767,000	3,690	23,985,000	2.85
7	デンソー	日本	株式	輸送用機器	6,000	2,732.00	16,392,000	3,985	23,910,000	2.84
8	伊藤忠商事	日本	株式	卸売業	20,000	846.00	16,920,000	1,131	22,620,000	2.69
9	富士重工業	日本	株式	輸送用機器	15,000	662.00	9,930,000	1,461	21,915,000	2.61
10	ヒューリック	日本	株式	不動産業	28,200	464.85	13,108,927	773	21,798,600	2.59
11	東京瓦斯	日本	株式	電気・ガス業	40,000	423.00	16,920,000	514	20,560,000	2.44
12	クックパッド	日本	株式	サービス業	4,100	2,074.00	8,503,400	4,685	19,208,500	2.28
13	浜松ホトニクス	日本	株式	電気機器	5,000	2,644.31	13,221,550	3,790	18,950,000	2.25
14	イオンクレジットサービス	日本	株式	その他金融業	7,000	1,494.00	10,458,000	2,674	18,718,000	2.22
15	三井物産	日本	株式	卸売業	13,700	1,237.66	16,956,069	1,313	17,988,100	2.14
16	積水化学工業	日本	株式	化学	17,000	997.42	16,956,173	1,032	17,544,000	2.08
17	シスメックス	日本	株式	電気機器	3,000	3,540.00	10,620,000	5,790	17,370,000	2.06
18	キーエンス	日本	株式	電気機器	600	21,066.92	12,640,153	28,630	17,178,000	2.04
19	ＫＤＤＩ	日本	株式	情報・通信業	4,400	2,980.48	13,114,142	3,870	17,028,000	2.02
20	野村ホールディングス	日本	株式	証券、商品先物取引業	29,200	558.81	16,317,371	577	16,848,400	2.00
21	日立製作所	日本	株式	電気機器	31,000	475.00	14,725,000	543	16,833,000	2.00
22	ホシザキ電機	日本	株式	機械	6,000	2,730.14	16,380,896	2,734	16,404,000	1.95
23	サイバーエージェント	日本	株式	サービス業	90	162,635.62	14,637,206	177,400	15,966,000	1.90
24	東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	6,000	1,971.00	11,826,000	2,650	15,900,000	1.89
25	全国保証	日本	株式	その他金融業	4,500	2,784.82	12,531,707	3,525	15,862,500	1.88
26	沢井製薬	日本	株式	医薬品	1,400	8,790.00	12,306,000	11,220	15,708,000	1.87
27	三菱地所	日本	株式	不動産業	6,000	1,863.26	11,179,586	2,596	15,576,000	1.85
28	オリックス	日本	株式	その他金融業	13,000	740.00	9,620,000	1,191	15,483,000	1.84
29	アスクル	日本	株式	小売業	11,000	996.00	10,956,000	1,356	14,916,000	1.77
30	三菱ＵＦＪリース	日本	株式	その他金融業	30,000	355.00	10,650,000	497	14,910,000	1.77

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第３位以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

種類別投資比率（平成25年３月29日現在）

種　　類	投資比率（%）
株　　式	93.58
合　　計	93.58

株式業種別投資比率（平成25年３月29日現在）

業　　種	投資比率（%）
建設業	2.58
繊維製品	0.92
化学	7.17
医薬品	1.87
石油・石炭製品	1.34
ガラス・土石製品	1.02
鉄鋼	1.01
金属製品	0.88
機械	7.91
電気機器	11.65
輸送用機器	15.07
電気・ガス業	2.44
空運業	0.46
情報・通信業	4.18
卸売業	5.92
小売業	1.77
銀行業	7.02
証券、商品先物取引業	2.00
保険業	1.89
その他金融業	7.73
不動産業	4.45
サービス業	4.18
合　　計	93.58

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)　【運用実績】
①【純資産の推移】

（単位：円）

	純資産総額 (分配落ち)	純資産総額 (分配付き)	基準価額 (分配落ち)	基準価額 (分配付き)
第10期計算期間末	5,182,738,847	5,182,738,847	6,637	6,637
第11期計算期間末	4,976,995,396	5,007,029,396	8,286	8,336
第12期計算期間末	4,270,477,362	4,312,140,262	10,250	10,350
第13期計算期間末	3,462,859,052	3,603,692,552	12,294	12,794
第14期計算期間末	2,348,142,756	2,367,200,456	12,321	12,421
第15期計算期間末	1,644,372,073	1,660,723,573	10,056	10,156
第16期計算期間末	1,120,108,429	1,134,658,629	7,698	7,798
第17期計算期間末	887,993,090	894,393,990	6,936	6,986
第18期計算期間末	742,715,018	748,330,268	6,613	6,663
第19期計算期間末 （平成24年8月20日）	683,874,673	688,811,923	6,926	6,976
平成24年3月末日	781,922,122	－	7,526	－
平成24年4月末日	746,147,547	－	7,244	－
平成24年5月末日	658,797,343	－	6,485	－
平成24年6月末日	693,186,423	－	6,940	－
平成24年7月末日	665,827,343	－	6,732	－
平成24年8月末日	658,426,994	－	6,692	－
平成24年9月末日	664,436,282	－	6,854	－
平成24年10月末日	663,545,182	－	6,958	－
平成24年11月末日	669,383,884	－	7,243	－
平成24年12月末日	727,548,216	－	7,906	－
平成25年1月末日	793,201,086	－	8,643	－
平成25年2月末日	798,940,635	－	8,786	－
平成25年3月末日	839,643,758	－	9,388	－

（注１）基準価額は１口当たりの純資産額です。
（注２）表中の分配付きの数値は支払外国税を控除している場合があります。

②【分配の推移】

決算期	1口当たりの分配金
第10期計算期間 （平成15年8月20日）	0円
第11期計算期間 （平成16年8月20日）	50円
第12期計算期間 （平成17年8月22日）	100円
第13期計算期間 （平成18年8月21日）	500円
第14期計算期間 （平成19年8月20日）	100円
第15期計算期間 （平成20年8月20日）	100円

第16期計算期間 （平成21年8月20日）	100円
第17期計算期間 （平成22年8月20日）	50円
第18期計算期間 （平成23年8月22日）	50円
第19期計算期間 （平成24年8月20日）	50円
第20期中間計算期間 （平成25年2月20日）	該当事項なし

③【収益率の推移】

決算期	収益率
第10期計算期間 （平成15年8月20日）	10.3%
第11期計算期間 （平成16年8月20日）	25.6%
第12期計算期間 （平成17年8月22日）	24.9%
第13期計算期間 （平成18年8月21日）	24.8%
第14期計算期間 （平成19年8月20日）	1.0%
第15期計算期間 （平成20年8月20日）	△17.6%
第16期計算期間 （平成21年8月20日）	△22.5%
第17期計算期間 （平成22年8月20日）	△9.2%
第18期計算期間 （平成23年8月22日）	△3.9%
第19期計算期間 （平成24年8月20日）	5.5%
第20期中間計算期間 （平成25年2月20日）	26.9%

（注１）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付き）の上昇（または下落）率をいいます。
（注２）収益率は小数第２位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第10期計算期間	11,193口	320,950口
第11期計算期間	2,886口	183,069口

第12期計算期間	1,844口	185,895口
第13期計算期間	4,687口	139,649口
第14期計算期間	1,393口	92,483口
第15期計算期間	1,135口	28,197口
第16期計算期間	282口	18,295口
第17期計算期間	228口	17,712口
第18期計算期間	13口	15,726口
第19期計算期間	2口	13,562口
第20期中間計算期間	0口	7,660口

＜参考情報＞

運用実績

NS－21成長株オープン

2013年3月29日 現在

＜基準価額・純資産の推移＞ （2003年4月1日～2013年3月29日）

※基準価額は1口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。
※基準価額（分配金再投資）は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。
※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

＜分配の推移＞

2012年8月	50円
2011年8月	50円
2010年8月	50円
2009年8月	100円
2008年8月	100円
設定来累計	10,425円

※分配は1口当たり・税引前の金額です。
※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

＜主要な資産の状況＞

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	93.58%
その他資産	6.41%
合計	100.00%

業種別配分

業種	純資産比率
輸送用機器	15.07%
電気機器	11.65%
機械	7.91%
その他金融業	7.73%
化学	7.17%
その他	44.01%
合計	93.58%

※東証33業種分類にしたがって記載しています。

組入上位10銘柄

銘柄名	業種	純資産比率
トヨタ自動車	輸送用機器	5.09%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.65%
信越化学工業	化学	3.42%
三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.37%
本田技研工業	輸送用機器	2.96%
ダイキン工業	機械	2.85%
デンソー	輸送用機器	2.84%
伊藤忠商事	卸売業	2.69%
富士重工業	輸送用機器	2.61%
ヒューリック	不動産業	2.59%

組入銘柄数:48銘柄

＜年間収益率の推移＞

暦年ベース

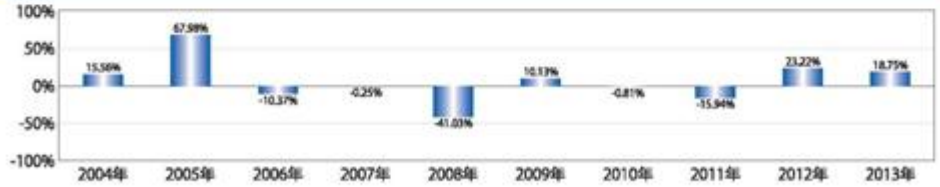

※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。
※当ファンドにはベンチマークがありません。
※2013年については、年初から3月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。
・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

5

第２ 【管理及び運営】

３【資産管理等の概要】

＜訂正前＞

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（略）

＜訂正後＞

(1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（略）

原届出書の「第二部 ファンド情報 第３ ファンドの経理状況 １ 財務諸表」の末尾に、第20期中間計算期間（平成24年８月21日から平成25年２月20日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加し、「同２ ファンドの現況」を更新します。

＜追加および更新後＞

第３ 【ファンドの経理状況】

（1） 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（2） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間（平成24年8月21日から平成25年2月20日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 中間財務諸表

NS-21成長株オープン 中間財務諸表

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第20期中間計算期間末 (平成25年 2月20日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	57,439,187
株式	747,193,900
未収入金	17,982,681
未収配当金	341,700
未収利息	99
流動資産合計	822,957,567
資産合計	822,957,567
負債の部	
流動負債	
未払金	18,917,491
未払受託者報酬	369,764
未払委託者報酬	2,958,038
その他未払費用	17,765
流動負債合計	22,263,058
負債合計	22,263,058
純資産の部	
元本等	
元本	910,850,000
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△110,155,491
（分配準備積立金）	224,658,733
元本等合計	800,694,509
純資産合計	800,694,509
負債純資産合計	822,957,567

（2）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第20期中間計算期間 自平成24年 8月21日 至平成25年 2月20日
営業収益	
受取配当金	5,792,940
受取利息	16,008
有価証券売買等損益	169,280,061
その他収益	10
営業収益合計	175,089,019
営業費用	
受託者報酬	369,764
委託者報酬	2,958,038
その他費用	17,765
営業費用合計	3,345,567
営業利益	171,743,452
経常利益	171,743,452
中間純利益	171,743,452
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	1,873,044
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△303,575,327
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,549,428
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	23,549,428
剰余金減少額又は欠損金増加額	－
分配金	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△110,155,491

（3）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　　分	第20期中間計算期間 自　平成24年　8月21日 至　平成25年　2月20日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所及び外国金融商品市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

第20期中間計算期間末 ［平成25年　2月20日現在］
1.中間計算期間末日における受益権の総数 91,085口
2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損　110,155,491円
3.中間計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額　8,791円

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第20期中間計算期間 自　平成24年　8月21日 至　平成25年　2月20日
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第20期中間計算期間末 ［平成25年　2月20日現在］
1.中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

（その他の注記）

1　元本の移動

区　　分	第20期中間計算期間末 ［平成25年 2月20日現在］
期首元本額	987,450,000円
期中追加設定元本額	－円
期中一部解約元本額	76,600,000円

２ デリバティブ取引等関係

取引の時価等に関する事項

種　　類	第20期中間計算期間末 ［平成25年 2月20日現在］
	該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年3月29日現在）

Ⅰ資産総額	840,534,368 円
Ⅱ負債総額	890,610 円
Ⅲ純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	839,643,758 円
Ⅳ発行済口数	89,442 口
Ⅴ1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	9,388 円

第三部 【委託会社等の情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

＜訂正前＞

ａ．資本金の額（平成24年９月末現在）

（略）

＜訂正後＞

ａ．資本金の額（平成25年３月末現在）

（略）

ｂ．委託会社の機構

（ロ）組織図

＜訂正前＞

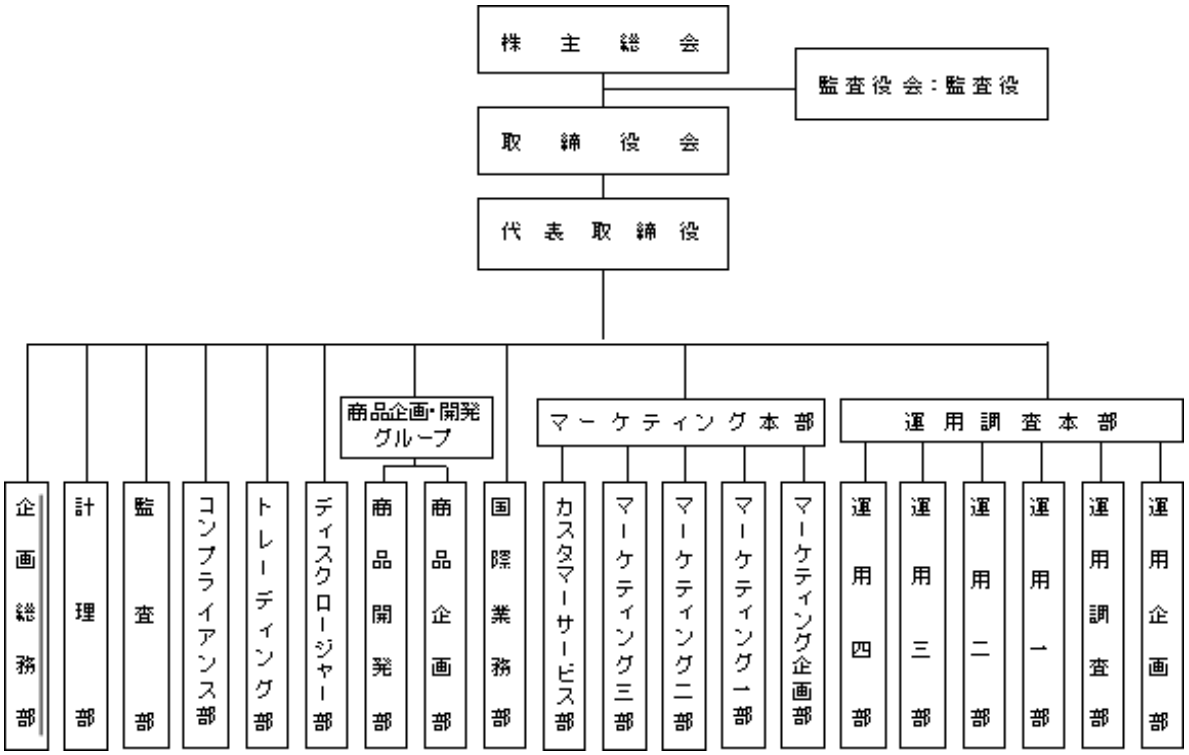

＜訂正後＞

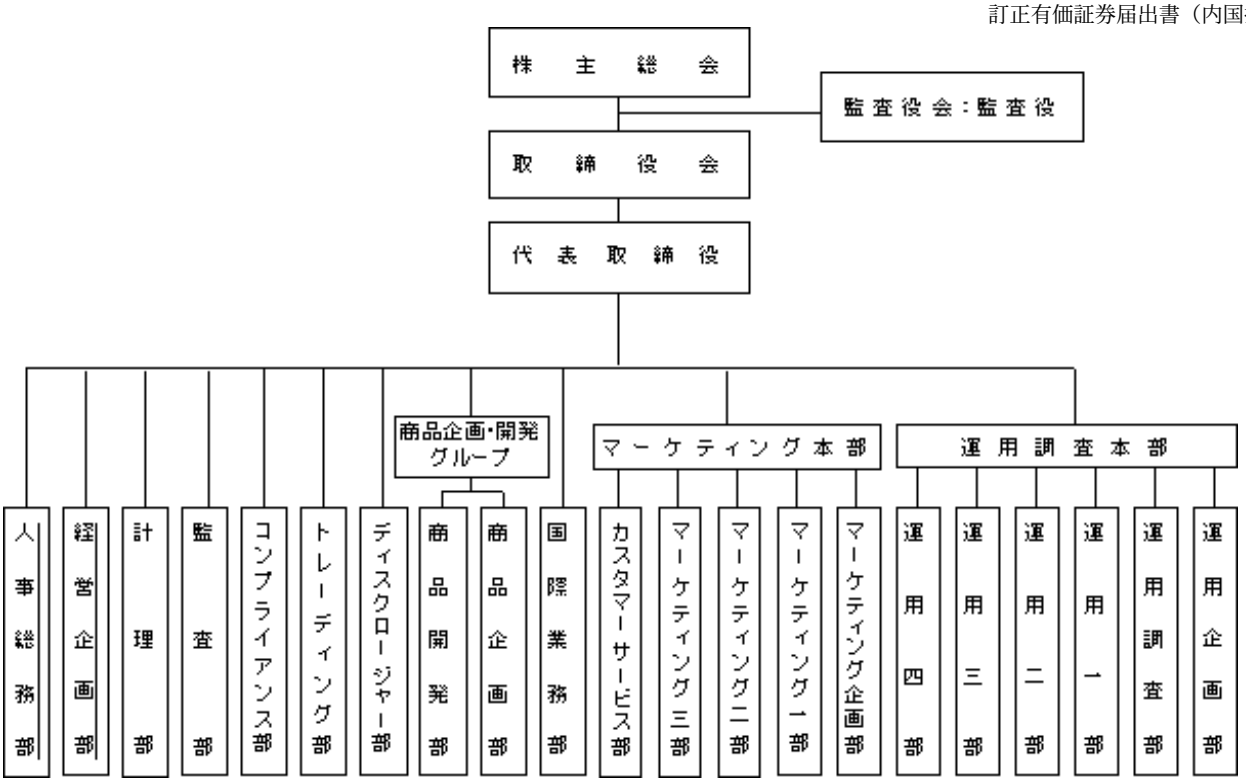

２【事業の内容及び営業の概況】

＜訂正前＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年９月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成24年９月28日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	200	2,015,335
株式投資信託（合計）	171	1,605,181
単位型	1	2,128
追加型	170	1,603,053
公社債投資信託（合計）	29	410,154
単位型	2	783
追加型	27	409,370

＜訂正後＞

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成25年３月29日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

（平成25年３月29日現在）

種類	ファンド本数	純資産額（百万円）
総合計	221	2,801,784

	株式投資信託（合計）		192	2,269,980
		単位型	1	2,335
		追加型	191	2,267,645
	公社債投資信託（合計）		29	531,804
		単位型	2	927
		追加型	27	530,876

３【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第１ 委託会社等の概況 ３ 委託会社等の経理状況」について、以下に記載した内容のとおり原届出書を更新するとともに、原届出書の財務諸表の末尾に、第53期中間会計期間（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）にかかる中間監査報告書ならびに中間財務諸表の内容を追加します。
＜追加後＞

３ 【委託会社等の経理状況】

１．財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第53期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

２．中間財務諸表

（１）中間貸借対照表

(単位：千円)

	当中間会計期間 （平成24年9月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	11,244,950
有価証券	5,001,976
貯蔵品	2,746
未収委託者報酬	1,632,938
未収運用受託報酬	70,352
繰延税金資産	153,788
その他	187,158
流動資産合計	18,293,911
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	16,723
構築物（純額）	2,021
器具・備品（純額）	124,106
リース資産（純額）	1,210
建設仮勘定	5,821
有形固定資産合計	※1 149,883
無形固定資産	
ソフトウェア	39,667
ソフトウェア仮勘定	6,554
その他	91
無形固定資産合計	46,314

投資その他の資産	
投資有価証券	3,604,800
長期繰延税金資産	227,119
前払年金費用	439,259
その他	136,411
投資その他の資産合計	4,407,590
固定資産合計	4,603,788
資産合計	22,897,700

(単位：千円)

	当中間会計期間 （平成24年9月30日）
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,662
未払金	
未払収益分配金	387
未払償還金	14,470
未払手数料	841,601
その他未払金	102,986
未払金合計	959,445
未払法人税等	403,063
未払消費税等	※2　68,006
賞与引当金	242,000
役員賞与引当金	15,750
その他	366,273
流動負債合計	2,058,201
固定負債	
長期リース債務	1,551
退職給付引当金	167,675
役員退職慰労引当金	66,416
執行役員退職慰労引当金	82,500
固定負債合計	318,143
負債合計	2,376,345
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	11,118,000
繰越利益剰余金	2,199,210
利益剰余金合計	13,677,703
自己株式	△72,415
株主資本合計	20,891,287
評価・換算差額等	

その他有価証券評価差額金	△369,932
評価・換算差額等合計	△369,932
純資産合計	20,521,355
負債純資産合計	22,897,700

（２）中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
営業収益	
委託者報酬	9,643,600
運用受託報酬	72,365
営業収益合計	9,715,966
営業費用及び一般管理費	※1 8,730,553
営業利益	985,413
営業外収益	
受取配当金	106,612
有価証券利息	6,895
受取利息	11,793
時効成立分配金・償還金	3,522
その他	18,225
営業外収益合計	147,050
営業外費用	
支払利息	147
時効成立後支払分配金・償還金	44
その他	7
営業外費用合計	199
経常利益	1,132,264
特別利益	
貸倒引当金戻入	1,982
特別利益合計	1,982
特別損失	
固定資産除却損	12
投資有価証券売却損	1,080
特別損失合計	1,092
税引前中間純利益	1,133,153
法人税、住民税及び事業税	402,775
法人税等調整額	△41,674
法人税等合計	361,101
中間純利益	772,052

（３）中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）

株主資本	
資本金	
当期首残高	4,524,300
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	―
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	―
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	―
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	11,118,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	―
当中間期末残高	11,118,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,427,158
当中間期変動額	
剰余金の配当	―
中間純利益	772,052
当中間期変動額合計	772,052
当中間期末残高	2,199,210
利益剰余金合計	
当期首残高	12,905,651
当中間期変動額	
剰余金の配当	―
中間純利益	772,052
当中間期変動額合計	772,052
当中間期末残高	13,677,703

(単位：千円)

	当中間会計期間 （自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日）
自己株式	
当期首残高	△6,827

当中間期変動額	
自己株式の取得	△65,588
当中間期変動額合計	△65,588
当中間期末残高	△72,415
株主資本合計	
当期首残高	20,184,823
当中間期変動額	
剰余金の配当	―
中間純利益	772,052
自己株式の取得	△65,588
当中間期変動額合計	706,464
当中間期末残高	20,891,287
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△209,840
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△160,091
当中間期変動額合計	△160,091
当中間期末残高	△369,932
純資産合計	
当期首残高	19,974,983
当中間期変動額	
剰余金の配当	―
中間純利益	772,052
自己株式の取得	△65,588
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△160,091
当中間期変動額合計	546,372
当中間期末残高	20,521,355

重要な会計方針

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

② 関連会社株式

総平均法による原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。但し、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～18年
構築物	20年
器具備品	2～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる営業利益、経常利益および税引前中間純利益に与える影響額は軽微であります。

(2) 無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

（追加情報）

役員賞与の支給見込額については、これまで事業年度の収益状況に基づき引当金を算定、計上しておりましたが、当中間会計期間より、中間会計期間における収益状況及び下期業績見通しを勘案し、役員賞与引当金を計上することとしております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(5) 執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

※１．資産の金額から直接控除している減価償却累計額（減損損失累計額を含む）の額

	当中間会計期間 （平成24年9月30日）
有形固定資産の減価償却累計額	553,738千円

※２．消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※１．減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 （自　平成24年4月1日 至　平成24年9月30日）
有形固定資産	36,410千円
無形固定資産	5,542千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自　平成24年4月1日　至　平成24年9月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,823,250	－	－	1,823,250

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	756	8,630	－	9,386

（変動事由の概要）

普通株式の自己株式の株式数の増加8,630株は、平成24年6月18日の定時株主総会の決議に基づいて行った自己株式取得による増加であります。

３．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

１．リース資産の内容

有形固定資産 主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他（器具備品）であります。

２．リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「２．固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）２．参照）。

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	11,244,950	11,244,950	―
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	500,909	502,950	2,040
その他有価証券	7,829,715	7,829,715	―
(3) 未収委託者報酬	1,632,938	1,632,938	―

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。また譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	276,151

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

１．満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	―	―	―
	(2)社債	500,909	502,950	2,040
	(3)その他	―	―	―
	小計	500,909	502,950	2,040

時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	―	―	―
	(2)社債	―	―	―
	(3)その他	―	―	―
	小計	―	―	―
合計		500,909	502,950	2,040

２．関連会社株式

関連会社株式（中間貸借対照表計上額 77,100千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	(3)その他	319,626	315,000	4,626
	小計	319,626	315,000	4,626
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	25,578	45,457	△19,879
	(2)債券			
	①国債・地方債等	―	―	―
	②社債	―	―	―
	③その他	―	―	―
	(3)その他	7,484,511	8,046,311	△561,800
	小計	7,510,089	8,091,768	△581,679
合計		7,829,715	8,406,768	△577,052

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額199,051千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

該当事項はありません。

関連情報

当中間会計期間（自　平成24年4月1日　至　平成24年9月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに１株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 （平成24年9月30日）
(1) 1株当たり純資産額	11,313円61銭
(算定上の基礎)	
純資産の部の合計額（千円）	20,521,355
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	20,521,355
普通株式の発行済株式数（株）	1,823,250
普通株式の自己株式数（株）	9,386
１株当たり純資産の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	1,813,864

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(2) 1株当たり中間純利益金額	423円95銭
(算定上の基礎)	
中間純利益金額（千円）	772,052
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	772,052
普通株式の期中平均株式数（株）	1,821,056

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成24年12月25日開催の臨時株主総会において、将来の事業展開や市況変動に備え、適切な内部留保を確保しつつ、安定的かつ可能な範囲で高水準の配当を実施していくという資本政策の基本的考え方に基づき、次のとおり剰余金の処分を行うことを決議いたしました。

１．剰余金の処分に関する事項

（1）減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,118,000千円

（2）増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,118,000千円

２．株主配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,539,409千円
１株当たり配当額	1,400円
基準日	平成24年11月28日
効力発生日	平成24年12月26日

5【その他】

＜訂正前＞

ａ．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

ｂ．訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

＜訂正後＞

ａ．定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

ｂ．訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件等委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

なお、前記「３ 委託会社等の経理状況 ２．中間財務諸表」の注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、平成24年12月25日付の臨時株主総会で期中配当を行うことを決議しました。

第２ 【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

ａ．資本金の額

平成24年９月末現在、279,928百万円

（略）

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表　（平成24年９月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＜訂正後＞

(1) 株式会社りそな銀行（「受託者」）

ａ．資本金の額

平成25年３月末現在、279,928百万円

（略）

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表　（平成25年３月末現在）

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	27,270	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

独立監査人の中間監査報告書

平成２４年１２月２８日

新 光 投 信 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成２４年４月１日から平成２５年３月３１日までの第５３期事業年度の中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成２４年９月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成２４年４月１日から平成２４年９月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成２４年１２月２５日開催の臨時株主総会において、別途積立金の減少及び剰余金の処分を決議し、平成２４年１２月２６日にその効力が発生した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成２５年３月２６日

新 光 投 信 株 式 会 社
取締役会 御中

新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田 中 俊 之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊 藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNS-21成長株オープンの平成２４年８月２１日から平成２５年２月２０日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
　中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
　当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NS-21成長株オープンの平成２５年２月２０日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成２４年８月２１日から平成２５年２月２０日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
　新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（※）１．上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　　２．中間財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

次へ